

木古内町児童手当を支給します

～令和4年6月から児童手当制度が一部変更となります～

児童手当制度の一部改正により令和4年10月支給分（6月～9月分）から「特例給付」について所得上限限度額が設けられます。

児童を養育している方の所得が下記の表の①以上の場合は、特例給付（児童1人あたり月額一律5,000円）が支給されますが、②以上の場合は、手当が支給されず、対象外となります。

木古内町では、令和4年度より所得上限を超えて、特例給付の対象外となった受給者を対象に、児童一人あたり月額5,000円の「木古内町児童手当」を支給します。なお、「木古内町児童手当」の受給には申請が必要ですので、6月以降に特例給付の対象外となった受給者の方は、役場町民課住民グループ福祉年金担当窓口で申請してください。

※対象外となった受給者につきましては、6月の児童手当現況確認時に、支給事由消滅通知書を送付する予定です。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額 (超えると特例給付)		②所得上限限度額 (超えると給付対象外)	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040	1,048	1,276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。